

議長交際費支出基準

○支出目的

この基準は、議長交際費の支出に関して基準を定めることにより、議長交際費の適正な支出を図ることを目的とする。

○支出範囲

交際費の支出は、原則議長とする。ただし、議長以外の議員について、特に支出が必要と認める場合は、議長と協議し支出できるものとする。なお、次の事項について、支出できるものとする。

- (1) 各種団体が行う総会、研修会及び懇談会等に係る会費
- (2) 市議会議員及びその親族、元議員に係る葬儀での香料等の慶弔費
- (3) 病気、災害及び事故等の見舞いに係る経費（入院1週間以上又は病臥2週間以上）
- (4) 各種団体の活動趣旨賛同に係る協賛金等
- (5) 上記に掲げるもののほか、社会通念上妥当と認められ、議長が特に必要があると認めたもの

○その他

この規定に、定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

支出区分	支出内容	支出金額
1 会費	各種団体が行う総会、研修会及び懇談会等に係る会費	会費の額 概ね 10,000 円を限度
2 慶弔費	市議会議員及びその親族、元議員に係る葬儀での香料等の慶弔費	香 料 本 人 10,000 円及び生花 元議員 5,000 円及び花輪又は生花 本人の父母及び配偶者 5,000 円及び供花料 5,000 円 配偶者の父母 5,000 円
3 お見舞	病気、災害及び事故等の見舞いに係る経費	本 人 10,000 円 配偶者 10,000 円
4 協 賛	各種団体の活動趣旨賛同に係る協賛金等	社会通念上妥当な範囲
5 その他	その他議長が特に必要と認めたもの	社会通念上妥当な範囲